官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○出納官吏事務規程の一部を改正する省令（財務四八）　二
〔法規的告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁五七）　二
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示（厚生労働一四八）　三
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示（同一四九）
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等等の一部を改正する告示（同一五〇）
〔その他告示〕
○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁五八）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一五一、一五二）
○モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五三、一五四）
○ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の書簡の交換に関する件（同一五五）
○ブラジル連邦共和国におけるベネズエラ難民・移民の女性の生計向上及び社会経済的包摂性確保計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同一五六）
○パラオ共和国におけるｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同一五七）
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（財務一二一）　五
○地すべり防止区域を追加指定する件（農林水産六七三）　五
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（経済産業七五）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件の一部を改正する件（同七六）
○令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する件（国土交通三四六）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇八）　七
○道路に関する件（中部地方整備局六五）
○道路に関する件（沖縄総合事務局一八）
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　法務省
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
国家試験
令和七年度全国通訳案内士試験公示（観光庁）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
共済組合定款の一部変更・改正（農林水産省・林野庁）関係　二九
会社その他

# 省　令

**○財務省令第四十八号**

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第三十一条第一項ただし書、第百十四条及び第百四十三条の規定に基づき、出納官吏事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月三十日

財務大臣　加藤　勝信

出納官吏事務規程の一部を改正する省令

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第十三条の二**　収入官吏は、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含み、同令第五十二条第三項第一号に掲げる方法による場合を除く。）の規定に基づき、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座（第三条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れ等に係る口座をいう。以下同じ。）への振込みの方法による現金の納付を受けたときは、これを収納し、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。<br>２　［略］ | **第十三条の二**　収入官吏は、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第五十二条第三項（同条第六項及び同令第五十二条の二第二項において準用する場合を含み、同令第五十二条第三項第一号に掲げる方法による場合を除く。）の規定に基づき、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座（第三条ただし書の規定により現金を保管するための銀行への預入れ等に係る口座をいう。）への振込みの方法による現金の納付を受けたときは、これを収納し、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。<br>２　［同上］ |
| **第十六条の二**　収入官吏は、外国にいる納入者から収入金を収納するため必要があるときは、納入者から、収入官吏の預金又は貯金の口座への振込みの方法による現金の納付を受けることで、これを収納することができる。<br>［②］　前項の場合において、収入官吏は、領収証書を納入者に交付することを要しない。<br>［③］　第十四条から第十六条までの規定は、第一項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「外国において」とあるのは「外国にいる」と読み替えるものとする。 | ［条を加える。］ |
| **第十六条の三**　収入官吏は、前条第一項の振込みの方法による現金の納付を受けようとする場合においては、当該振込みの事実を確認する書類（納付金額、納付年月日、振込先口座及び振込人の氏名（これに相当するものを含む。）が記載された書類をいう。次項において「確認書類」という。）を納入者から速やかに提出させるものとする。<br>［②］　収入官吏は、確認書類により振込みの内容を確認し、適正であると認めたときは、その都度報告書を歳入徴収官又は分任歳入徴収官に送付しなければならない。 | ［条を加える。］ |
| **第十八条**　収入官吏は、外国において現金を領収したとき（第十六条の二第一項の規定により外国にいる納入者から収入官吏の預金又は貯金の口座への振込みの方法による現金の納付を受けたときを含む。）は、毎一月分を取りまとめ、現金払込書を添え、日本銀行本店に払い込まなければならない。<br>［②］　前項の現金払込書には、邦貨額を記載し、外国貨幣を収納した場合は、収納した外国貨幣額を附記しなければならない。 | **第十八条**　収入官吏は、外国において現金を領収したときは、毎一月分を取りまとめ、現金払込書を添え、日本銀行本店に払い込まなければならない。<br>［②］　前項の現金払込書には、邦貨額を記載し、その払込金を送付するために使用した為替（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第八号に規定する対外支払手段をいう。）の金額を附記しなければならない。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、令和七年五月一日から施行する。

# 法規的告示

**○金融庁告示第五十七号**

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第五条**　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。<br>銀行代理業者 ｜ 権限<br>株式会社三井住友銀行 ｜ ［略］<br>［略］ | **第五条**　［同上］<br>銀行代理業者 ｜ 権限<br>株式会社三菱ＵＦＪ銀行<br>株式会社三井住友銀行<br>［同上］ ｜ ［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○厚生労働省告示第百四十八号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。<br>一～七十　（略）<br>七十一　フルルビプロフェン<br>七十二～八十一　（略）<br>八十二　ポリカルボフィルカルシウム<br>八十三～九十一　（略） | 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十五号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。<br>一～七十　（略）<br>（新設）<br>七十一～八十　（略）<br>（新設）<br>八十一～八十九　（略） |

**○厚生労働省告示第百四十九号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。<br>一～七十二　（略）<br>七十三　フルルビプロフェン<br>七十四～八十三　（略）<br>八十四　ポリカルボフィルカルシウム<br>八十五～九十五　（略） | 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームＳ及びベトネベートＮ軟膏ＡＳを除く。）とする。<br>一～七十二　（略）<br>（新設）<br>七十三～八十二　（略）<br>（新設）<br>八十三～九十三　（略） |

**○厚生労働省告示第百五十号**

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十七号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する告示

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部改正）

**第一条**　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等<br>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 | 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等<br>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医 |

薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。

一～九十一　（略）

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組の一部改正）

**第二条**　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成二十八年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組<br>　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。<br>一～五　（略） | 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組<br>　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。<br>一～五　（略） |

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部改正）

**第三条**　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤とする。<br>一～四十二　（略） | 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有することにより、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬若しくはかぜ薬又は鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬若しくは抗ヒスタミン薬その他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められる製剤とする。<br>一～四十二　（略） |

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日の一部改正）

**第四条**　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日（令和三年厚生労働省告示第二百五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日<br>　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十二月三十一日とする。 | 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日<br>　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十二月三十一日とする。 |

（租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部改正）

**第五条**　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等<br>　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。<br>一～九十五　（略） | 租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等<br>　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクリームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。<br>一～九十五　（略） |

**附　則**

この告示は、令和七年十二月一日から適用する。

# その他告示

**○金融庁告示第五十八号**

Ｚフィナンシャル株式会社が令和七年四月十一日付けでＰａｙＰａｙ銀行株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十五条第二項の規定によりＺフィナンシャル株式会社に対する同法第五十二条の九第一項の認可がその効力を失ったので、同法第五十六条第九号の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三十日

金融庁長官　井藤　英樹

**○外務省告示第百五十一号**

令和元年七月二十四日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成二十三年六月二十二日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになった地方自治体下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和三年七月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○外務省告示第百五十二号**

令和元年十月十五日にアンカラで、円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の平成二十三年六月二十二日付けの交換公文に従ってトルコ共和国政府に供与されることになったチョルフ川流域保全計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がトルコ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和三年十二月十九日まで延長される旨の口上書の交換が、トルコ共和国政府との間に行われた。

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○外務省告示第百五十三号**

令和七年三月四日に東京で、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千五百万円

3　署名者

日　本　側　岩屋毅外務大臣

モンゴル側　バトムンフ・バトツェツェグ外務大臣

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○外務省告示第百五十四号**

令和七年三月四日に東京で、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億七千万円

3　署名者

日　本　側　岩屋毅外務大臣

モンゴル側　バトムンフ・バトツェツェグ外務大臣

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○外務省告示第百五十五号**

令和七年三月十八日に東京で、ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億八千万円

3　署名者

日　本　側　籠宮信雄在ミクロネシア大使

ミクロネシア側　ローリン・Ｓ・ロバート外務大臣

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○外務省告示第百五十六号**

令和七年三月二十四日にブラジリアで、ブラジル連邦共和国におけるベネズエラ難民・移民の女性の生計向上及び社会経済的包摂性確保計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ベネズエラ難民・移民の女性の生計向上及び社会経済的包摂性確保計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四百二十五万円

3　署名者

日　本　側　石垣友明在ブラジル臨時代理大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　ラケル・トラバゾ在ブラジル事務所副代表

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○外務省告示第百五十七号**

令和七年三月五日にコロールで、パラオ共和国におけるｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億六千七百万円

3　署名者

日　本　側　折笠弘維在パラオ大使

国際移住機関側　サルバトーレ・ソルティーノ在ミクロネシア事務所長

令和七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

**○財務省告示第百二十一号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十二第二項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月三十日

財務大臣　加藤　勝信

別表公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）の項中「まで及び」を「まで」に改め、「令和七年三月三十一日まで」の下に「及び同年四月三十日から令和八年三月三十一日まで」を加える。

**○農林水産省告示第六百七十三号**

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和七年四月三十日

農林水産大臣　江藤　拓

島根県大畑地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線、標柱五号から中ノ手地すべり防止区域（令和四年十月二十一日農林水産省告示第千六百四十八号）の境界線に沿って標柱六号（中ノ手地すべり防止区域標柱一号）に至る線及び標柱六号から大畑地すべり防止区域（昭和三十九年三月九日農林省告示第二百四十八号）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

島根県出雲市野郷町

| | |
|---|---|
| 字君谷　四三九番三 | 標柱一号 |
| 三一五四番四 | 標柱二号 |
| 字伊野平　四八一番二 | 標柱三号 |
| 四八〇番 | 標柱四号 |
| 二八四番一 | 標柱五号 |
| 字勝負廻　三五〇番 | 標柱六号 |

**○経済産業省告示第七十五号**

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十二条第二項において準用する同法第三十一条第一項の規定に基づき、令和七年四月三十日付けで次のように同法第九条第一項の登録の更新をしたので、同法第四十四条第一号に該当するものとして同条の規定に基づき公示する。

令和七年四月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

| 登録の区分 | 国内登録検査機関 |
|---|---|
| 一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。） | 株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ<br>三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６ |

（参考）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ（三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　横輪ＥＭＣ試験所（三重県伊勢市横輪町１０８番）

株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ　東京本社（東京都千代田区丸の内１―８―３　丸の内トラストタワー本館６階）

**○経済産業省告示第七十六号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年四月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

表の指定の期間の欄中「令和七年四月三十日」を「令和七年七月三十一日」に改める。

**○国土交通省告示第三百四十六号**

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第三項の規定に基づき、令和六年国土交通省告示第六十八号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月三十日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一　（略） | 一　（略） |
| 二　法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者<br>富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、高知県、福岡県、熊本県、上天草市及び宮崎県 | 二　法第四十八条の四第一項第一号の電子情報処理組織のうち、平成二十年国土交通省告示第千百六十六号第二号の規定により指定した国土交通省に設置される電子計算機と港湾管理者並びに申請等をする者及び処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する港湾管理者<br>富山県、石川県、静岡県、境港管理組合、高知県、福岡県、上天草市及び宮崎県 |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○防衛省告示第百八号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月三十日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月九日から同月十一日までの間、毎日〇七〇〇から一八三〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○中部地方整備局告示第六十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三十日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百十四号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 下田市六丁目二九四番三から同市箕作字横世ノ米三八五番四まで | 前 | 一一・六〇～二九七・六三メートル | 五・七五八キロメートル |
| | 後 | 一一・六〇～三二三・二三メートル | 五・七五八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

**○沖縄総合事務局告示第十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三十日

沖縄総合事務局長　三浦健太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 沖縄県国頭郡国頭村字与那大袋一三六一番から同村字与那大袋一三五九番まで | 前 | 四七・五〇～五六・九二メートル | 〇・〇一四キロメートル |
| | 後 | 四七・五〇～六七・七一メートル | 〇・〇一四キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

# 国会事項

## 衆議院

**法律公布奏上通知書受領**
四月二十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
船員法等の一部を改正する法律
漁業災害補償法の一部を改正する法律
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

**議案通知書受領**
四月二十五日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
船員法等の一部を改正する法律案
漁業災害補償法の一部を改正する法律案
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

**質問書提出**
四月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
育児・介護休業法等の改正にあわせた駐留軍等労働者を対象とする制度整備に関する質問主意書（屋良朝博提出）
外国資本による森林取得と水資源の利用に関する質問主意書（今井雅人提出）

**質問書転送**
四月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。
太陽光発電設備の安全性に関する質問主意書
米政策に関する質問主意書
がん検診の新技術に関する質問主意書
山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問主意書
子どもの自殺防止に関する質問主意書
難民認定申請者の保護に関する質問主意書
ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問主意書
日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問主意書
統合型リゾート（ＩＲ）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問主意書
ＮＨＫに関する質問主意書

**答弁書受領**
四月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員八幡愛提出すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出海底ケーブルの防護に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出トランプ関税をめぐる対米交渉における政府保有の米国債の取扱いに関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出シャドーフリート（影の船団）への制裁に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松原仁提出相続税に関する質問に対する答弁書
衆議院議員水沼秀幸提出オンラインカジノにおけるポイント還元制度および資金決済のあり方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出特別支援教育に直接従事する教員に支給される給料の調整額に関する質問に対する答弁書
衆議院議員岡野純子提出社会保障分野における公定価格の地域区分に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出医療機関への支援に係る二〇二四年度補正予算及びいわゆる重点支援地方交付金の活用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員五十嵐えり提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対する答弁書

**報告書及び文書受領**
四月二十五日内閣から次の報告書及び文書を受領した。
中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和六年度中小企業の動向」に関する報告
中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「令和七年度中小企業施策」についての文書
小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和六年度小規模企業の動向」に関する報告
小規模企業振興基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和七年度小規模企業施策」についての文書

## 参議院

**議案提出**
四月二十五日議員から次の議案が提出された。
労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）（参第七号）

**議案付託**
四月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）　災害対策特別委員会に付託

**議決通知**
四月二十五日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
船員法等の一部を改正する法律案
漁業災害補償法の一部を改正する法律案
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

**質問主意書提出**
四月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。
原発避難計画策定に係る会議の議事録作成及び公開に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一〇六号）

**質問主意書転送**
四月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。
日中「友好交流」を通じた地方自治体・青少年・メディア等に対する中国の統一戦線工作・影響力工作に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一〇四号）
雇用保険に未取得状態の労働者における「一週間の所定労働時間」の算定に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一〇五号）

**答弁書受領**
四月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員浜田聡提出我が国の自動消火設備がガラパゴス化している可能性等に関する質問に対する答弁書（第九六号）
参議院議員神谷宗幣提出戦後八十年に際する政府の対応及び有識者会議の在り方に関する質問に対する答弁書（第九七号）
参議院議員浜田聡提出「赤字であること」を医療法人設立の不認可要件とする法的根拠等に関する質問に対する答弁書（第九八号）
参議院議員浜田聡提出公立病院への繰出金の根拠と公平性に関する再質問に対する答弁書（第九九号）

**報告書提出**
四月二十五日委員長から次の報告書を提出した。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三五号）審査報告書

**法律公布奏上及び通知**
四月二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
船員法等の一部を改正する法律
漁業災害補償法の一部を改正する法律
情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

**報告書及び文書受領**
四月二十五日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和六年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度中小企業施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、小規模企業振興基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和六年度小規模企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度小規模企業施策」についての文書を受領した。

# 人事異動

## 内閣

財務官　三村　淳
（大臣官房参事官）財務事務官　藤井　大輔
（アジア開発銀行理事）同　清水　茂夫
アジア開発銀行総務会第五十八回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は令和七年五月二十一日までとする（各通）
（四月二十五日）

## 法　務　省

検事　武田　純一
同　早川　由規
同　橋本　映司
同　矢野　論

令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年二月二十八日までとする
（各通）

同　植松　秀治
同　庄野　啓子

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年二月二十八日までとする
（各通）

同　石川　雄一郎
同　川井　啓史
同　近嵐　晃司
同　松尾　円史

令和七年司法試験考査委員の併任を解除する
令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）

同　秋間　俊一

令和七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（以上四月二十八日）

# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、オランダ国王陛下の御誕生日につき、四月二十五日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、トーゴの独立記念日につき、四月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、南アフリカ共和国の国祭日につき、四月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**九州地方整備局公示**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年４月30日

九州地方整備局長　森田　康夫

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|---|---|---|
| 一般国道 | 10号 | 大分市大字神崎字下り松308番１から同市生石港町二丁目29番１までの上下線 |

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年４月30日

九州地方整備局長　森田　康夫

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|---|---|---|
| 一般国道 | 210号 | 大分市大字横瀬字深田二二四一番三から同市大字横瀬字高木四七九番一までの上下線 |

## 国家試験

**令和７年度全国通訳案内士試験公示**

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第８条の規定による令和７年度全国通訳案内士試験を次のとおり実施することとしたので、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第２条の規定に基づき、公示する。

令和７年４月30日

観光庁長官　秡川　直也

１　試験科目

⑴　筆記試験

㋐　外国語（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語）（全言語マークシート方式）

英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語のうち、受験者の選択する一カ国語（ただし、今年度一つの外国語科目が免除となり、併せて他の外国語科目の受験を希望する場合又は二つの外国語科目が免除となる場合は二カ国語の申請を可能とする。）

㋑　日本地理（マークシート方式）

㋒　日本歴史（マークシート方式）

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識（マークシート方式）

㋔　通訳案内の実務（マークシート方式）

⑵　口述試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による通訳案内の現場で必要とされるコミュニケーションを図るための実践的な能力）

２　受験資格、試験期日、試験場所及び合格者の発表

⑴　筆記試験

受験資格　年齢、性別、学歴、国籍その他の制限はない。

試験期日　令和７年８月17日（日）

㋐　外国語：午前11時から午後０時30分までの90分間

㋑　日本地理：午後１時40分から午後２時10分までの30分間

㋒　日本歴史：午後２時40分から午後３時10分までの30分間

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識：午後３時40分から午後４時までの20分間

㋔　通訳案内の実務：午後４時30分から午後４時50分までの20分間

試験場所　札幌市、仙台市、東京近郊、名古屋市、大阪近郊、広島市、福岡市及び沖縄県

試験場所は、受験票交付（ウェブ上に設定する個人ページ（以下「マイページ」という。）にて交付）の際に受験者に通知する。

合格者の発表　令和７年９月26日（金）（予定）に、マイページで合否を通知する。なお、不合格者のうち一部の科目について合格点を得た者にはマイページで当該科目を通知する。

⑵　口述試験

受験資格　筆記試験に合格した者

試験期日　令和７年12月14日（日）

試験場所　英語、中国語及び韓国語については、東京近郊、大阪近郊及び福岡市（英語、中国語又は韓国語の受験者で筆記試験を東京近郊、大阪近郊又は福岡市で受験した者は当該受験場所と同一の地域で口述試験を受験しなければならない。）

英語、中国語及び韓国語以外の外国語については、東京近郊

試験場所及び試験時間は、筆記試験の合格通知の後、合格者にマイページで通知する。

合格者の発表　令和８年２月６日（金）（予定）に、合格者の氏名を官報で公示する。また、マイページで合否を通知する。

合格者には全国通訳案内士試験合格証書を、不合格者のうち筆記試験に合格した者には筆記試験合格証書を、それぞれマイページで交付する。

３　受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付方法

令和７年６月２日（月）から同年７月10日（木）まで（予定）とし、電子申請にて受け付ける。ただし、試験の一部免除申請書類のうち、独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）が発行する開封無効の成績証明（４⑲及び⑳関係）のみ、別途郵送にて提出することとする。

⑵　受験手数料

受験手数料14,850円（二カ国語受験の場合は29,700円）をクレジットカード決済又はコンビニエンス・ストアでの払込みにより全国通訳案内士試験事務局を通じて独立行政法人国際観光振興機構に納付する。なお、受験手数料は、受理した後は返還しない。

⑶　大学入試センターが発行する開封無効の成績証明（４⑲及び⑳に係る免除申請書類）の郵送先・問合せ先

〒277―0831　千葉県柏市根戸206―３北柏ビル２Ｆ　全国通訳案内士試験事務局

（電話番号）04―7131―6200

（受付時間：午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。））

４　試験の一部免除

⑴　令和６年度全国通訳案内士試験（以下「前年度試験」という。）のうち、筆記試験科目を受験して合格し、口述試験に不合格であった者及び口述試験を受験しなかった者については、令和７年度全国通訳案内士試験（以下「当年度試験」という。）のうち筆記試験を願いにより免除する。

⑵　一の外国語による全国通訳案内士試験に合格した者が、他の外国語による当年度試験を受験する場合は、筆記試験科目のうち㋑日本地理、㋒日本歴史、㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識及び㋔通訳案内の実務を願いにより免除する。ただし、平成29年度以前に合格した者が、㋔通訳案内の実務の免除を受けるためには、当該科目に関して観光庁長官が行う研修を修了することを要する。

⑶　前年度試験の筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者については、当年度試験に限り、当該科目を願いにより免除する。

⑷　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者が、当該外国語による当年度試験を受験する場合は、筆記試験科目のうち㋐外国語を願いにより免除する。

⑸　旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第２項に規定する総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者（一般旅行業務取扱主任者試験及び国内旅行業務取扱主任者試験合格者並びに一般旅行業務取扱主任者認定証保有者及び国内旅行業務取扱主任者認定証保有者を含む。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋑日本地理を願いにより免除する。

⑹　公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑺　Educational Testing Serviceが制作するTOEIC Listening & Reading Test（公開テストに限る。）について900点以上、TOEIC Speaking Test（公開テストに限る。）について160点以上又はTOEIC Writing Test（公開テストに限る。）について170点以上を得た者（当該得点を得たテストの行われた日の属する年度又は当該年度の翌年度に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（英語に限る。）を願いにより免除する。

⑻　公益財団法人フランス語教育振興協会が実施する実用フランス語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（フランス語に限る。）を願いにより免除する。

⑼　公益財団法人日本スペイン協会が実施するスペイン語技能検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。

⑽　Instituto Cervantesが制作するＤＥＬＥのＣ１若しくはＣ２又はSuperiorに合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（スペイン語に限る。）を願いにより免除する。

⑾　公益財団法人ドイツ語学文学振興会が実施するドイツ語技能検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（ドイツ語に限る。）を願いにより免除する。

⑿　一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒀　教育部中外語言交流合作中心が制作する中文水平考試について６級180点以上又は高等試験について９級以上の資格を有する者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒁　国家中国語能力試験推進委員会が制作する華語文能力測験（ＴＯＣＦＬ）のLevel６精通級（Ｃ２）に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（中国語に限る。）を願いにより免除する。

⒂　特定非営利活動法人イタリア語検定協会が実施する実用イタリア語検定の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（イタリア語に限る。）を願いにより免除する。

⒃　特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の１級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒄　大韓民国国立国際教育院が制作する韓国語能力試験の６級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋐外国語（韓国語に限る。）を願いにより免除する。

⒅　歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史１級又は日本史２級に合格した者については、当年度試験のうち筆記試験科目の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒆　独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第１項第１号の試験の日本史Ｂ又は旧日本史Ｂについて60点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して５年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋒日本歴史を願いにより免除する。

⒇　独立行政法人大学入試センター法第13条第１項第１号の試験の現代社会又は旧現代社会について80点以上を得た者（当該得点を得た試験の行われた日の属する年度又は当該年度の末日から起算して５年以内に実施される全国通訳案内士試験を受ける者に限る。）については、当年度試験のうち筆記試験の㋓産業、経済、政治及び文化に関する一般常識を願いにより免除する。

(21)　(1)から⒇までの免除を受けようとする者は、電子申請時にその旨を申請しなければならない。その際、(2)又は(5)から⒅までの免除を受けようとする者は、当該免除の対象者であることを証する書面をＰＤＦにしてマイページにアップロードしなければならない。

　大学入試センターが発行する開封無効の成績証明（４⒆及び⒇に係る免除申請書類）については、別途郵送すること。

# 公　告

## 諸　事　項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月30日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年４月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社住建トレーディング　工藤　源聖　秋田県秋田市楢山川口境７番19号　国土交通大臣許可（特―04）第27031号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月30日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年４月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東日本エンジニアリング株式会社　荒木　友宏　山形県山形市流通センター２―10―５　国土交通大臣許可（般・特―04）第20060号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年３月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産債権の届出期間及び一般調査期日

## 債権者集会招集

### 書面による計算報告

**令和７年（ヒ）第１００２号**
山形県上山市蔵王の森16番地
清算株式会社　ライスフラワーテクノ株式会社
代表清算人　尾形　幸広
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所民事部

**令和７年（ヒ）第３号**
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの清算第三株式会社
代表清算人　太田　　竜
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所民事部

## 特別清算開始

## 更生計画案提出期間の伸長

**令和６年（ミ）第１３号**
鹿児島県鹿児島市東千石町２番30号
更生会社　株式会社エヌシーガイドショップ
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を令和７年９月12日と、更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を令和７年９月５日と、それぞれ変更する。
令和７年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

## 更生債権等の一般調査期間変更

**令和６年（ミ）第１３号**
鹿児島県鹿児島市東千石町２番30号
更生会社　株式会社エヌシーガイドショップ
主文　更生債権等の一般調査期間を令和７年８月22日から令和７年８月29日までと変更する。
令和７年４月11日
東京地方裁判所民事第20部

## 監 督 命 令

## 再生手続開始

## 再生手続終結

## 小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月三十日

埼玉県川口市大字安行北谷五六四番地の二

（甲）株式会社タイセイ

代表取締役　鎌田　金治

埼玉県川口市大字安行北谷五五八番地三

（乙）有限会社みどり野住研

取締役　鎌田　稔

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　七十二頁（号外第九十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月六日

掲載頁　五十八頁（号外第二六〇号）

令和七年四月三十日

東京都葛飾区水元三丁目一四番一五号

（甲）株式会社愛寿物流

代表取締役　岡田　優真

埼玉県八潮市大瀬三丁目一番地二サンライズシバ三Ｆ

（乙）株式会社國菜サービス

代表取締役　岡田　優真

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月九日

掲載頁　七十四頁（号外第一八八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月九日

掲載頁　七十四頁（号外第一八八号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月九日

掲載頁　七十四頁（号外第一八八号）

令和七年四月三十日

東京都国分寺市本町四丁目一二番一号

（甲）株式会社Ｏｌｙｍｐｉｃ

代表取締役　大下内　徹

東京都国分寺市本町四丁目一二番一号

（乙）株式会社ＯＳＣミート

代表取締役　大下内　徹

東京都国分寺市本町四丁目一二番一号

（丙）株式会社ＯＳＣフィッシュ

代表取締役　大下内　徹

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、この合併に伴い、甲はその商号を株式会社ＹＭＦＧグロースパートナーズに変更します。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十九日
掲載頁　六二頁（号外第一七九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月一日
掲載頁　二二四頁（号外第一五八号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月十二日
掲載頁　一〇七頁（号外第一六七号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月一日
掲載頁　一四一頁（号外第一五八号）

令和七年四月三十日

山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号
（甲）株式会社ワイエムライフプランニング
代表取締役　吾郷　寛之

山口県下関市竹崎町四丁目七番二四号
（乙）ワイエムコンサルティング株式会社
代表取締役　村岡　健二

山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号
（丙）株式会社データ・キュービック
代表取締役　多賀本悠介

山口県下関市竹崎町四丁目二番三六号
（丁）株式会社ＹＭキャリア
代表取締役　大賀　慎也

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の人材事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月二十三日
掲載頁　一二四頁（号外第二四八号）

令和七年四月三十日

東京都新宿区西新宿八丁目二番五号
（甲）株式会社tee link
代表取締役　比嘉　正智

東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号
（乙）株式会社エスコ
代表取締役　安西　裕

**吸収分割公告**

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社モス（乙、岡山市中区藤原光町一丁目一五番三号）のケアサービスにおける福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.yco.co.jp

（乙）https://www.yco.co.jp

令和七年四月三十日

静岡県島田市中河七三七番地
株式会社ヤマシタ
代表取締役　山下　和洋

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、組織変更後の商号は株式会社ｄｅｕｘ　ｒｉｃｈｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

栃木県宇都宮市東宿郷二―一六―一ＥＡＳＴＣＯＮＣＩＥ八〇一
合同会社ｄｅｕｘ　ｒｉｃｈｅ
代表社員　矢部　博明

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

千葉県我孫子市高野山四六八番地の一八
合同会社エムイー
代表社員　関　雄介

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社竹内清藏商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

神奈川県横須賀市上町二丁目七番地
合資会社竹内清藏商店
代表社員　竹内　正晴

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

神奈川県横浜市旭区中希望が丘一二七番地九
サウスオブマーケット合同会社
代表社員　内藤　拓馬

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

愛知県岡崎市能見通一丁目六一番地ウメムラビル一Ｆ
合同会社ｈａｋｕｔｏ
代表社員　加藤　玲於

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社サンライズとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

愛知県名古屋市東区白壁二―三―三―八〇六
合同会社サンサープラス
代表社員　岩月　淑香

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

名古屋市名東区香流三丁目九一一番地の三
求美国際合同会社
代表社員　鍾　雪明

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

大阪市福島区大開二丁目一四番七号
合同会社忠誠
代表社員　陳　忠　霊

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九千四百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月三十日

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町三丁目五九番地二
有限会社仁屋
取締役　荒木　文仁

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を四億二千四百七十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月二十三日
掲載頁　一三〇頁（号外第二四八号）

令和七年四月三十日

東京都千代田区神田錦町二―二―一
ａｎｙ株式会社
代表取締役　吉田　和史

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月三十日

愛知県名古屋市中区錦三丁目二―二四第５グランビル二Ｆ　株式会社グランツ

代表取締役　葛西　昭宏

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千九百八十万円減少し八百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月三十日

京都市右京区京北塔町郷蔵前七番地

有限会社草木山林

代表取締役　草木　延子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二十五万円減少し二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

熊本市中央区出水二丁目二番六八―五〇三号

ＡＩテック合同会社

代表社員　井上　伸二

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を一億三千七百八十八万六百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十四日

掲載頁　三十五頁（号外第五十二号）

令和七年四月三十日

札幌市東区北九条東一丁目二番一五号

株式会社プラスケイ

代表取締役　小関　聖人

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を九千九十三万五千百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　四十七頁（号外第八十八号）

令和七年四月三十日

青森市大字野木字山口一六四番地四五

松和整備株式会社

代表取締役　和田　龍志

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を四千二百七十五万円減少、利益準備金の額を四百四十九万六千円減少し、それぞれ七百二十五万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年三月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://sys.tadano.co.jp/kessan/toyo/index.html

令和七年四月三十日

東京都江東区新木場二丁目八番一〇号

株式会社タダノテクノ東日本

代表取締役　吉原　哲浩

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を三十三億六千二百七十七万百二十六円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は、令和七年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月三十日

東京都中央区日本橋兜町一五番一二号

ＭＥＨＤ株式会社

代表取締役　冨澤　肇

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を五百万円減少し、一千五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年三月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://sys.tadano.co.jp/kessan/imes/index.html

令和七年四月三十日

東京都墨田区堤通一丁目一九番九号

株式会社タダノアイメス

代表取締役　関根　弘之

**準備金の額の減少公告**

当社は、利益準備金の額を三百万五千六百円減少し、五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年三月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://sys.tadano.co.jp/kessan/kyuteku/index.html

令和七年四月三十日

大阪府堺市西区築港浜寺西町八番二四号

株式会社タダノテクノ西日本

代表取締役　伊藤　忠彦

**準備金の額の減少公告**

当社は、利益準備金の額を二百六十万円減少し、百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和七年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://sys.tadano.co.jp/kessan/buturyu/index.html

令和七年四月三十日

香川県高松市新田町甲三四番地

株式会社タダノ物流

代表取締役　稲澤　博文

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を十四億三千万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年四月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十六日

掲載頁　一四七頁（号外第一五三号）

令和七年四月三十日

宮崎市山崎町浜山四一五番地九七

フェニックスリゾート株式会社

代表取締役　山本　俊祐

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億四千九百九十九万三千七百八十五円、資本準備金の額を二億四千五百八十三万二千七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三頁

令和七年四月三十日

東京都中央区銀座七丁目一六番一二号

株式会社ミツモア

代表取締役　石川　彩子

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を三億九千九百三十六万七千円、資本準備金の額を三億九千九百三十六万七千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月七日

掲載頁　二七四頁（号外第四十六号）

令和七年四月三十日

東京都文京区湯島一丁目六番三号

株式会社ライナフ

代表取締役　滝沢　潔

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十七億七千二百八十万七千九十二円、資本準備金の額を十七億七千二百八十万七千九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月三十日

東京都中央区明石町八番一号

サンバイオ株式会社

代表取締役　森　敬太

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都千代田区紀尾井町一番三号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー一三階

株式会社Re―grit Partners

代表取締役　山木　智史

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ―９５

代表取締役　杉本　勇次

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階

株式会社ＢＣＪ―９６

代表取締役　杉本　勇次

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年五月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月三十日

秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り二号六番地二

株式会社沢木組

代表取締役　沢木　則明

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月三十日

東京都新宿区新宿三丁目二番一号京王新宿三二一ビル七Ｆ　株式会社アットワールド

代表取締役　上田　顕

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年五月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月三十日

京都市上京区五辻通千本東入る西五辻東町七四番地二

株式会社いつつじ

代表取締役　久世　章斗

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年五月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月三十日

鹿児島県鹿児島市錦江町九番二五号

株式会社センテイ

代表取締役　久場　眞幸

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である近間弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三十日

東京都港区港南二丁目一五番一号品川インターシティＡ棟二八階

Excelitas Technologies Singapore Pte. Ltd.

日本における代表者　近間　弘幸

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を四十二億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十一日

掲載頁　五十八頁（号外第二六三号）

令和七年四月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

AM Alpha Three特定目的会社

取締役　髙山　知也

**債権申出の公告（第一回）**

当社は、令和七年一月八日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年四月三十日

富山県富山市鍋田一八番六号

富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　澤井　宇如

**債権申出の公告（第三回）**

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

神奈川県川崎市川崎区大川町二番一号

三菱化工機企業年金基金

清算人　渡邊　晃

**債権申出の催告（第三回）**

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三十日

大分県大分市大字西ノ洲一番地

九州共同発電株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　平松　浩二

**訂正公告**

令和七年四月十四日（号外第八十三号）掲載の第十一期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一七号

ケマーズ株式会社

代表取締役　丸山　剛

**訂正公告**

令和七年四月二十一日（号外第八九号）六七頁掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「その他資本剰余金　809,999」とあるは「資本準備金　409,999」、「その他資本剰余金　400,000」の誤りにつき訂正します。

令和七年四月三十日

徳島市東船場町一丁目六番地

パルハウス株式会社

代表取締役　藤岡由樹子

**訂正公告**

令和七年四月二十一日掲載の資本金の額の減少公告中、「株式会社丸俊商会」とあるは、「株式会社丸俊商会」の誤りにつき訂正いたします。

令和七年四月三十日

扱　店